

雇用環境整備に関する一般事業主行動計画

① 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容 : <目標> 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 5 日以上とする。

<対策> ・平成 31 年 4 月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する

・令和元年 5 月~ 各部門において、年次有給休暇の取得計画を策定する

② 社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組む為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容 : <目標> 妊娠中及び出産後の女性社員の母性健康管理についての情報・制度の周知をはかる。

<対策> ・平成 31 年 4 月~ 母性健康管理についての情報収集

・令和元年 5 月~ 制度に関する情報を社内掲示などで共有する

<目標> 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策> ・平成 31 年 4 月~ 法に基づく諸制度の調査

・令和元年 5 月~ 制度に関する情報を社内掲示などで共有する